プロジェクト　収益認識に関する包括的な会計基準の開発
項目　第 78 回収益認識専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 78 回収益認識専門委員会（2017 年 2 月 28 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

重要性に関する事項の検討

（工事契約）

2. 工事契約及び受注制作のソフトウェアについて、企業会計基準第 15 号「工事契約に関する会計基準」における考え方を踏襲する重要性の定めを新基準に含めることは、実務上の便益があり、また財務諸表間の比較可能性を大きく損なうものではないと考えられるため、基本的に提案に賛成する。

3. 提案されている工事契約の定義は幅広い内容を含むため、工事契約及び受注制作のソフトウェア以外の一定の期間にわたり収益を認識する契約について、工事契約に準じて、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することができる旨の定めを置くことは必要ないのではないか。

4. 工事契約及び受注制作のソフトウェア以外にも、期間以外の進捗度を見積る契約について、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することができる旨の定めを置くことを検討することは考えられるのではないか。また、IFRS 第 15 号第 35 項(a)に該当する契約で重要性の定めを置く必要があるかどうかについて検討することは考えられるのではないか。

5. 工事契約及び受注制作のソフトウェア以外の一定の期間にわたり収益を認識する契約について、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識することができる旨の定めを置くことが必要な取引は、現時点では特定されていないと考えられる。

（契約変更）

6. 提案されている「既存の契約内容に照らして重要性が乏しい場合」を検討する際には、定性的な観点のみではなく定量的な観点も実務上要求されることになると考えられるため、この場合の重要性には金額的重要性も含まれることを結論の背景などにおいて説明することも考えられるのではないか。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

7. 契約変更の内容にはさまざまなものがあり、重要性として金額を示すことは困難であると考えられるため、契約変更の重要性については個々の企業で検討することになると考えられる。

8. 契約変更の論点は、履行義務の識別の論点と関係があるため、両方の論点における重要性の定めの記載が整合するか否か確認することが必要ではないか。

（履行義務の識別）

9. 米国会計基準における出荷及び配送活動に関する実務上の便法が取り上げられているが、これと出荷基準に関する重要性の定めとの関係を整理するのがよいのではないか。

10. 出荷及び配送活動に関する実務上の便法については、会計方針の選択として取り扱い、首尾一貫して適用すべきものであると考えられる。

（独立販売価格に基づく取引価格の配分）

11. 複数の履行義務を識別するものの独立販売価格の見積りが困難であるという場合があると考えられるため、実務上の負担を軽減する方法として、残余アプローチの適用を容易にすることは考えられる。

（出荷基準）

12. 一時点で充足される履行義務における重要性の定めについては、例として「検収」という用語を含める方が理解しやすいのではないか。

13. 提案されている「例えば、出荷時や着荷時」という例示の記載は不要ではないか。

14. 「通常の期間」について、「一週間以内」としても、通常の期間は企業が判断できることから特段の混乱は生じないと考えられるため、「一週間以内」と示す方が明確になってよいと考えられる。

15. 「通常の期間」の説明に含まれる国内における出荷及び配送に要する日数については、一日以内で配送できる商品についても一週間以内ならどのような日数でも良いという誤解を生じさせないように、例えば、「通常、取り扱う商品又は製品に応じて、一日から一週間」など、短い方の期間についても記載することがよいと考えられる。

16. 「通常の期間」については、業種によって異なるという説明を行うことがよいのではないか。また、取引の内容や慣行によって 2、3 日の場合もあれば一週間の場合もあるということを説明し、実態に照らして判断するものであるということを結論の背景などに記述することがよいのではないか。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

17. 出荷基準に関する重要性の定めは、継続適用を前提とすると各期の損益への影響が重要ではないという観点から検討されるものであり、重要性がないため、どのような方法を採用してもよいという定めではないと考えられるため、その点が明確となる記載を結論の背景などに行うことが考えられる。

（契約金額からの金利相当分の区分処理）

18. 我が国の建設業の実務においては、顧客から受け取る対価の対象物を特定することが困難であり、金融要素が重要でないという判断を行うことも困難であると考えられる。

（変動対価における収益金額の修正時点）

19. 提案によると、現行の日本基準における実務よりリベート等の見積りが行われないこととなる懸念がある。

20. 年度末や半期末までにはリベートや値引きの金額を確定しているという実務があることを踏まえて、売上の都度、変動対価を見込む必要はないという便法を設けることが考えられる。また、「3 か月程度」という期間は業界によっては有用とはいえないと考えられる。

21. 変動対価に関する不確実性が解消されるまでの期間の開始時点を契約開始時とすることについては、一定の売上高に応じて支払われるリベートなどにおいては契約開始時が明確ではないと考えられるため、実務的ではないのではないか。

収益認識の単位及び取引価格の配分に関する事項の検討

22. 独立販売価格という概念を用いて収益金額を適切に描写するという IFRS 第 15 号の目的を踏まえると、契約額等に基づく場合に生じる可能性がある収益計上の弊害を避けることが IFRS 第 15 号の趣旨であると考えられるが、提案されている要件では、現行の実務を変える必要がないという解釈ができるため、IFRS 第 15 号による結果と異なる可能性があると考えられる。

23. 提案によると、契約書ベースの会計処理を幅広く認めるものと考えられ、実態に合わない場合には会計処理の単位を変更する必要があるという趣旨を明確に示すことがよいのではないか。

24. 我が国においては契約書が取引の実態を反映していると考えられ、IFRS 第 15 号による会計処理は日本基準における実務と結果が大きくは変わらないと考えられる一方で、IFRS 第 15 号に基づく手続を実行する労力やコストは増大することになる

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

と考えられるため、契約書ベースの会計処理を基本的な取扱いとして認め、IFRS 第 15 号の定めを適用することを妨げないようにすることがよいのではないか。

25. 個々の顧客との契約における取引価格は、競合他社との競争等を踏まえて決定されるものであり、1 つに定まる独立販売価格を見積ることは困難ではないか。契約価格は過去の取引価格の実績を踏まえたものであると考えられ、また契約価格を毎回検証することは実務上の負担が大きいため、適切に定められた契約価格での会計処理を認める提案に賛成する。

26. 現行の日本基準にある「実質的な取引の単位」という用語を要件として引用することは、現行の実務が大きくは変わらないという判断を行う材料となるのではないか。

27. 契約書ベースの会計処理が適切か否かについては、顧客との交渉等により契約金額の内訳に傾斜が付く場合を適切と考えるか否かということによるのではないか。

28. 契約書ベースの会計処理は、収益認識における会計処理の単位に関する論点であり、適用する際の要件によっては IFRS 第 15 号と大きく異なる結果になる可能性が考えられるため、適用する際の要件を慎重に検討する必要があると考えられる。

29. 契約書ベースの会計処理と IFRS 第 15 号の 5 ステップによる会計処理による結果が大きく異ならないか、新基準が国際的に整合性のある会計基準であるという評価が得られるかという観点を考慮して、要件を慎重に検討する必要があると考えられる。

30. 契約書ベースの会計処理を認めることとは別に、IFRS 第 15 号における契約の結合の定めによると、現行の建設業の実務における契約の結合が認められなくなる懸念があるため、その懸念に対応することが必要ではないか。

31. IFRS 第 15 号においては、要件を満たす場合には契約の結合を行うとしており、基本的には、契約書ベースの会計処理を基礎としていると考えられるのではないか。また、IFRS 第 15 号における契約の結合の要件が、契約を結合すべきケースを網羅しない場合には、実態を適切に反映しなくなる可能性があるのではないか。

IFRS 第 15 号における設例の検討

32. IFRS 第 15 号の設例 10 については、建設工事に関する結合後のアウトプットに統合する重要なサービスについて具体的な内容を示している設例であり、関係者の理解に有用であると考えられるため、新基準に含めることがよいのではないか。

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

会計基準の構成の検討

33. 現行の日本基準における実務からの変更について、金額的な影響がある項目は限定的であると考えられるが、IFRS 第 15 号の 5 ステップに基づく手続は実務上の負担が大きいと考えられる。IFRS 第 15 号の 5 ステップを会計基準に明示する場合には、監査工数に影響する可能性があり、極端な例としては、すべての契約について 5 ステップに基づく手続を企業が要求される可能性があると考えられ、記載場所について検討することが必要であると考えられる。

34. 基本となる原則については、IFRS 第 15 号の考え方を理解するためのガイダンスという位置付けを明確にして、5 ステップを説明するフローチャート等を含めることが考えられる。

以　上

財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。